

# 公立大学法人山梨県立大学ネーミングライツ事業規程

(令和7年8月4日制定 法人5302号)

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「本学」という。）のネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人、法人以外の団体又は個人事業主
- (2) 命名権 法人等が本学の施設等に法人等の名称、商標名等を付した愛称、ロゴ又はシンボルマーク（以下「愛称等」という。）を設定する権利
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、本学が法人等に命名権を付与し、命名権を付与された法人等（以下「ネーミングライツ事業者」という。）から、その対価（以下「命名権料」という。）を得て、教育研究環境の向上を図るための事業

## (事業の基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、本学の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようしなければならない。

- 2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、愛称等を積極的に使用するものとする。
- 3 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等の名称については、変更しないものとし、必要に応じて愛称等ではなく従来の施設等の名称を使用する。

## (愛称等の設定期間)

第4条 愛称等を設定する期間は、一の契約につき3年以上5年以下の期間とする。

- 2 ネーミングライツ事業者は、原則として一度設定した愛称等を当該愛称等の設定期間内に変更することはできない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

## (募集)

第5条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として公募によるものとする。

- 2 命名権料その他ネーミングライツ事業の募集に関し必要な事項については、ネーミングライツ事業ごとの募集要項を定める。

## (応募)

第6条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する法人等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- (4) 消費者金融、商品先物取引に関するもの、たばこの製造若しくは販売業（電子たばこ等を含む。）又は賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (5) 公序良俗に反する事業を行うもの
- (6) 特定の政治、宗教又は思想等の活動を行うもの
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- (8) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (9) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) 一般に広くその存在が知れ渡り、本学の品位を損なうおそれのある問題等を起こしているもの

(11) その他ネーミングライツ事業を実施する法人等として適当でないと本学が認めるもの

2 ネーミングライツ事業に応募する法人等は、ネーミングライツ事業実施申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行後 3 箇月以内のもの）
- (4) 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
- (6) サインボード及びインフォメーションボード等のデザイン案
- (7) 申請時から過去 5 年間において、行政機関から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類

（使用できない愛称等）

第 7 条 ネーミングライツ事業者は、次の各号のいずれかに該当するもの又はそのおそれのあるものは、愛称等として使用することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に当たるもの
- (7) 社会問題に係る特定の主義又は主張に当たるもの
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
- (9) 比較広告に当たるもの
- (10) その他表記する愛称等として適当でないと本学が認めるもの

（ネーミングライツ審査委員会）

第8条 ネーミングライツ事業者の選定、命名する愛称等、命名権料その他の審査を行うため、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会について必要な事項は、別に定める。

（決定及び通知）

第9条 理事長は、ネーミングライツ審査委員会の審議を経て、応募された愛称等の採用の可否及びネーミングライツ事業者を決定する。

2 理事長は、第6条の規定により応募した法人等に対し、採用を決定したときはネーミングライツ事業者決定通知書（第2号様式）により、不採用を決定したときはネーミングライツ事業者不採用決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（契約）

第10条 理事長は、ネーミングライツ事業者の決定通知後、採用が決定した法人等と契約を締結するものとする。

（費用等負担）

第11条 ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称等の表示及び案内看板等の設置並びに変更に係る費用については当該愛称等のネーミングライツ事業者が負担するものとし、これらの設置及び変更に係る業者の手配等については、本学と協議の上、ネーミングライツ事業者が行うものとする。

（維持管理責任）

第12条 ネーミングライツ事業者は、愛称等の表示及び案内看板等の切り替え、撤去等の維持管理については、本学と協議の上、自らの負担で行うものとする。

2 ネーミングライツ事業者は、愛称等の表示及び案内看板等の掲出については、施設に負担のない方法で固定する等、地震等の際の転倒・落下に対する防止策を十分に行うものとする。

3 ネーミングライツ事業者は、掲出された愛称等の表示及び案内看板等に関する一切の責任を負うものとし、これらを適切に設置・管理するものとする。

4 ネーミングライツ事業者は、第三者に損害を与えた場合又は施設等の利用者等によって掲出された広告が毀損された場合、自らの責任及び負担において解決するものとする。

5 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用については、ネーミングライツ事業者が負担するものとする。

（命名権料の納入）

第13条 ネーミングライツ事業者は、命名権料を本学が指定する期日までに本学が発行する請求書により年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 理事長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツ事業者と協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

（契約の解除）

第14条 ネーミングライツ事業者は、自らの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ事業者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（第4号様式）を、理事長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第15条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツ事業者が、法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) ネーミングライツ事業者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 前条の規定により、ネーミングライツ事業者から契約解除の申出があったとき。
- (5) その他理事長が命名権の付与を取り消すことが必要であると認めるとき。

2 前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、命名権付与取消決定通知書（第5号様式）によりネーミングライツ事業者に通知するものとする。

3 理事長は、第1項の規定により命名権の付与を取り消した場合、第13条の規定により既に納入された命名権料を返還しない。

(事務)

第16条 ネーミングライツ事業に関する事務は経営企画課が行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年8月4日から施行する

第1号様式（第6条第2項関係）

年 月 日

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

申込者

法人等名

代表者

住所

ネーミングライツ事業実施申込書

公立大学法人山梨県立大学ネーミングライツ事業規程第6条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施設等名		
愛称等案（※）		
応募の趣旨及び 愛称等の理由		
希望価格	円（年額／税抜）	
希望契約期間	年 月 日～年 月 日	
その他希望事項		
担当者連絡先	部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	E-mail	

（※）別紙に記載し、本申込書に添付することも可能です。

添付書類

公立大学法人山梨県立大学ネーミングライツ事業規程第6条第2項に規定する書類を添付すること

第2号様式（第9条第2項関係）

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長

ネーミングライツ事業者決定通知書

次のとおりネーミングライツ事業者等に採用することを決定しましたので、公立大学法人山梨県立大学ネーミングライツ事業規程第9条第2項の規定により通知します。

施設等名		
愛称等		
愛称等設定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
命名権料	年額	円（税抜）
	総額 ( 年間)	円（税抜）

第3号様式（第9条第2項関係）

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長

ネーミングライツ事業者不採用決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった下記のネーミングライツ事業について、不採用とすることを決定しましたので、公立大学法人山梨県立大学ネーミングライツ事業規程第9条第2項の規定により通知します。

施設等名	
------	--

第4号様式（第14条第2項関係）

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

申込者

法人等名

代表者

住所

ネーミングライツ事業契約解除申出書

公立大学法人山梨県立大学ネーミングライツ事業規程第14条第2項の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

施設等名	
愛称等	
愛称等設定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
命名権料	円（年額／税抜）
契約解除の理由	

第5号様式（第15条第2項関係）

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長

命名権付与取消決定通知書

の愛称等を決定する命名権の付与について、次の理由により取り消しを決定しましたので、公立大学法人山梨県立大学ネーミングライツ事業規程第15条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されました命名権料については返還しません。

取消年月日	年 月 日
取消理由	